# 株式会社ナノベーション CES2019視察ツアー(アメリカ) 募集要項

旅行期間:2019年1月7日(月)~1月12日(土) 4泊6日

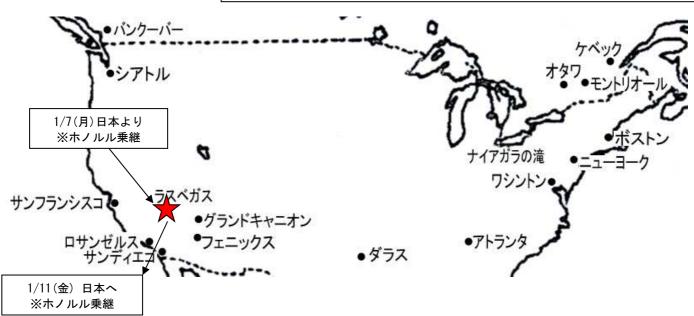
旅行代金:510,000円(各おひとり様あたり)

\*羽田空港旅客取扱施設利用料(2,570円)、国際観光旅客税(出国税)(1,000円)、米国空港諸税(7,880円)、 燃料サーチャージ(28,000円)が別途かかります。

# 視察都市【訪問国】 ラスベガス【アメリカ】



世界最大級の国際家電見本市であるCESは、CTA(コンシューマ技術協 会)によって開催されるコンシューマ・テクノロジーのマーケットプレイ スで、家電だけにとどまらず、あらゆる産業のテクノロジービジネスのト レンドが集結するグローバルカンファレンスへと進化しています。 2019年のCESでは、約3,900以上の出展社が20,000件以上の新製品を 展示し、世界約160国、18万人以上の参加が見込まれます。



視察企画 :株式会社ナノベーション

旅行企画・実施:株式会社近畿日本ツーリスト



コーポレートビジネス 第5営業支店



観光庁長官登録旅行業第1944号

# 旅行に関するお問い合わせ

(株)近畿日本ツーリストコーポレートビジネス

第5営業支店

**〒101-0024** 

東京都千代田神田和泉町1-13

住友商事神田和泉町ビル12階

「㈱ナノベーション CES2019視察ツアー」係

担当:岡田(大)

電話: 03-6891-9305/FAX: 03-6891-9405

\*営業日・営業時間:月~金 9:30~17:30

(土日祝日、年末年始(12/29~1/3)休み)

※休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応できませんので、

翌営業日の受付となります。

視察企画に関するお問い合わせ

株式会社ナノベーション

担 当:河野、森

Email: tour@nanovation-jp.com

電 話: 03-5410-2700

# 株式会社ナノベーション CES2019視察ツアー

1	2019年							朝昼夕
		月)	東京(羽田空港)	発	23:55	HA-856	空路、ホノルルにて乗継、ラスベガスへ	× 機 機
	•		ホノルル	着	11:45			
			ホノルル	発	16:05	HA-018		
			ラスベガス	着	23:40			
						専用車	ホテルへ	
								(ラスベガス 泊)
2	1月8日 (	火)						$\times$ $\times$ $\times$
			ラスベガス	滞在	終日		<u>CES2019 ご参加</u>	
							※ホテル⇔会場間各自移動	
								/ " " " " " " " " " " " " " " " " " "
	1000 /	-143						(ラスベガス 泊)
3	1月9日 (	水)	ラスベガス	滞在	終日		CES2019 ご参加	$\times$ $\times$ $\times$
			ラスペルス -	/市1土	於口		<u>CES2019 こ参加</u>  ※ホテル⇔会場間各自移動	
							※ボブルー芸物的音音を動	
								(ラスベガス 泊)
4	1月10日(	木)						× × ×
			ラスベガス	滞在	終日		<u>CES2019 ご参加</u>	
							※ホテル⇔会場間各自移動	
								(ラスベガス 泊)
5	1月11日 (	金)						× × 機
					朝	専用車	空港へ	
			ニフベガフ	<del>.</del>	0.00	114 007	カウ + 川川 岳郷にて同民の冷へ	
			ラスベガス ホノルル	発 着		HA-007	空路、ホノルル乗継にて帰国の途へ	
			ホノルル	但 発	14:35	HA-457		
			1112 JUJU	九	14.00	114743/		
								(機中 泊)
6	1月12日(	土)						機 × ×
	,	-	東京(羽田空港)	着	19:30		入国審查、通関後、解散	<u> </u>

<sup>※</sup>日程発着時間等は天候、各関係機関の都合にて変更になることがあります。 ●凡例 HA:ハワイアン航空 ●時間帯の目安:朝=6:00~8:00 午前=8:00~12:00 午後=12:00~16:00 夕刻=16:00~18:00 夜=18:00~23:00 終日=09:00~17:00 ●食事:朝:朝食、昼:昼食、夕:夕食、機→機内食、○→食事付、×→食事なし

# 募 集 要 項

■ 最少催行人員 20名様

■ 旅行期間 2019年1月7日(月)~ 1月12日(土)4泊6日

■ 旅行代金 お一人様あたり 510,000円

※羽田空港旅客取扱施設利用料(2,570円)、国際観光旅客税(出国税)(1,000円)、米国空港諸税(7,880円)、 燃油サーチャージ(28,000円 2018年10月30日時点)が別途必要となります。

■ 追加旅行代金 ビジネスクラス追加代金:お問合せ下さい。

おひとり様部屋利用追加代金:118,000円(4泊合計)

※この旅行では、他のグループのお客様との相部屋の取り扱いはいたしません。奇数の人数でお申込みのお客様はどなたかお1人については1人部屋利用となります。この場合、1人部屋利用追加代金を申し受けます。

■ 利用予定日本発着航空会社 ハワイアン航空(HA)

■ 利用予定ホテル ラスベガス:サーカス・サーカス ラスベガス

■ 食事 朝O回、昼O回、夕O回(この回数に機内食は含まれません)

■ 添乗員 全行程1名同行します。■ 申込締切日 2018年11月16日(金)

旅行代金に 含まれるもの	①航空運賃:日程表に記載された区間(エコノミークラス利用)(この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金を含みません。付加運賃・料金とは原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものです。) ②宿泊代金:ホテル・ツインルーム(2名一室利用)バス・トイレ付 ③食事代金:上記に明記の食事代金(朝0回、昼0回、夕0回 機内食を除く) ④専用車代金:日程表に記載箇所の専用車代 ⑦団体行動中の税金・チップ⑧手荷物運搬代金(ただし大きさは航空会社の規定内。詳しくは弊社担当にお尋ね下さい。)※上記代金はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。旅行代金算出基準日:2018年10月30日
旅行代金に 含まれないもの	上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。 ① 旅券印紙代・証紙代(有効期限5年のもの:¥11,000、有効期限10年のもの:¥16,000)②個人的性格の費用:飲物代、クリーニング代、電話代 ③羽田空港旅客取扱施設利用料(2,570円) ④国際観光旅客税(出国税)(1,000円)⑤運送機関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ目安28,000円 2018年10月30日時点)⑥現地空港税(7,880円)⑦手荷物超過料金 ⑧傷害、疾病に関する医療費 ⑨任意の海外旅行傷害保険料 ⑩渡航手続代行料金(旅券の有効性の確認および日本の税関申告書の作成代行¥4,320)⑪米国ESTA申請代行手数料4,320円、米国ESTA(電子渡航認証システム)登録申請料US\$14ドル(1,570円)⑫おひとり様部屋利用追加代金:118,000円(4泊合計)⑭ビジネスクラス、プレミアムエコノミークラス追加代金 ⑮CES2019入場登録費用・登録代行費用※航空会社が定める付加運賃・料金が変更された場合は増額になった時は不足分を追加徴収し、減額になった時は差額分を返金いたします。 ※上記の換算額は2018年10月30日現在の三菱UFJ銀行電信売渡送金レート/USドル1.00=113.51円を基準にしています(空港税等は為替レート変動により過不足が生じても精算いたしません)。

### ■旅券・査証について:

2019年1月12日以降も有効なIC旅券(機械読取式の旅券)をお持ちであることが必要です。

一定の条件を満たしている方は事前に電子渡航認証(ESTA)を取得することで無査証で入国いただけます。米国へ航空機・船舶にて入国(米国経由第3国への渡航含む)される日本国籍の方はESTAの登録が必要となります。

登録はお客さまご自身で行うことも可能です。ESTAを取得できなかった場合は米国査証申請が必要で、査証取得まで1ヶ月以上要する場合があります。ご出発までに査証が取得できない場合、旅行契約を解除させていただき、その場合の取消料はお客さま負担となります。

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証申請はお客様の責任で行ってください。

(日本国籍以外の方は自国・渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せください。)

なお、出入国記録書等の作成は、別途渡航手続代行料金をいただいてお受けすることができます。

# ■渡航手続き代行料金

この旅行の参加にあたっては、旅券(パスポート)の他にESTA登録、米国および日本の税関申告書が必要ですが、当社でそれらの作成手続きを代行する場合の料金は下記のとおりです。代行を希望される場合はお申し出ください。渡航手続代行契約を結ばせていただきます。

(1)米国ESTA申請(または確認)+米国税関申告書作成日本税関申告書の作成代行 お一人につき6,480円

(2)米国税関申告書作成十日本税関申告書の作成代行 お一人につき5,400円

(3)米国ESTA申請(または確認) お一人につき4,320円

※ESTA登録申請料14ドル(1,570円)が別途かかります。

※上記金額には、消費税(8%)が含まれております。

- ※弊社にて税関申告書等を作成後に旅行の取消をされた場合は、旅行本体の取消料の他に、別途渡航手続代行料金がかかります。
- ※作成代行をお申込みでないお客様は、機内または入国手続の際に税関申告書を各自にてお取りください。
- ■参加申込方法 別添参加申込書、パスポートコピーを近畿日本ツーリスト宛にご郵送又はFAXにてお送り下さい。

なお、申込時に申込金100,000円を下記宛にお振込下さい。期日までに申込金をお振込みいただくことで、正式な旅行申込みとなります。 期日までにお振り込みがない場合は、予約はなかったものとなります。申込金は旅行代金、取消し料、違約料の一部として取り扱います。

また、旅行代金の残金は1月中旬にご請求書を送付いたしますので、お手元に届きましたら期日までにお振込みお願い致します。

振込先	銀行名:三井住友銀行 すずらん支店 口座名:(株)近畿日本ツーリストコーポレートビジネス 口座番号:(当座) 7300500
申込締切日	2018年11月16日(金) ※お申込み状況により、期日よりも早く締め切らせていただく場合がございます。

■取消料 お申し込み後、お客様のご都合で参加を取消される場合、次の取消料をお支払いいただきます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から3日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始までの取消	旅行代金の50%
	いたいして、一ついっと
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

## ◆旅行企画・実施申込先◆

## ㈱近畿日本ツーリストコーポレートビジネス 第5営業支店

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル12階

「株式会社ナノベーション CES2019視察ツアー」係 担当:岡田

電話: 03-6891-9305/FAX: 03-6891-9405

(営業時間:月~金 9:30~17:00、年末年始(12/29-1/3)、)土日祝日休み)

総合旅行業務取扱管理者※:大島一浩・宮脇正幸

※総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。

当旅行の契約等に関し担当者からの説明にご不明な点がございましたら、総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

パンフレット作成日:2018年10月30日 管理番号:044918111002 - K - PHP

申込締切:11月16日(金)

# 株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス 御中

FAX: 03-6891-9405

別紙パンフレットに記載の旅行条件に同意します。また、旅行手配やお買物の便宜等のために必要な範囲内で運送・宿泊機 関等(海外の機関等を含む)、保険会社、海外免税店等へ個人情報の提供について同意のうえ、以下の旅行に申し込みます。

<u>お申込日: 月 日</u> 担当:岡田(大) 行

株式会社ナノベーション CES2019視察ツアー ご参加申込書①

「株式会社ナノベーション CES2019視察ツアー」係

#### この申込書は渡航書類を作成する基本データになります。もれなく正確に楷書でご記入ください。 フリガナ (姓) (名) 口男 □日本 □喫煙 玉 氏 名 籍 □外国籍( ) 国 □女 草 □禁煙 (漢字) (姓/Surname) (名/Given Name) **ハ゜スホ゜ート** 西暦 年 月 $\Box$ 牛年 Name 月日 (□昭和 □平成 年) ( 才) (0-7字) フリガナ Ŧ 現住所 電話番号: 会社名 部課所名 (英文) (英文) 会計員,会計役員,団体職員,団体役員,自営業, 職業 役職 学生・公務員・その他( ) 所属先 Eメールアト・レス (英文) ブロック体で記入 @ フリガナ 携帯番号: 電話番号: 所在地 FAX番号: 氏名 続 柄 渡航中の 国内連絡先 (ご家族に 限ります) 住所 電話番号: □ 希望する(追加代金が掛かります。) ⇒ 座席希望: □通路側 □窓側 □希望なし ビジネスクラス ※ご希望に沿えない場合がございます。 希望しない について ★エコノミークラスでは座席指定はできません。 □ 希望する(追加代金が掛かります。) ⇒ 座席希望: □通路側 □窓側 □希望なし プレミアムエコノ ※ご希望に沿えない場合がございます。 ミークラス □ 希望しない について ★エコノミークラスでは座席指定はできません。 お部屋割り □ 1人部屋を希望する(追加代金:118,00円 4泊合計) □ 2名1室を希望する (□ 同室希望者 氏名 について )\*他の会社のお客さまとの相部屋は取扱いたしません。 海外旅行保険 口近畿日本ツーリストに申込みする 口申込しない(口自社手配 口全く加入しない 口その他) について □勤務先(連絡 □可 □不可) □自宅(連絡 □可 □不可) □携帯電話(連絡 □可⇒( ) □不可)□E-mail 日中の連絡先に ついて □窓□ご担当者様 ★連絡先の指定がない場合は勤務先へご連絡いたします。ご了承ください。 □ご本人様(□勤務先 □自宅) 書類・請求書送付 ★書類送付先のご指定がない場合は、勤務先へお送りいたします。 先について 備考

FAX:03-6891-9405 「株式会社ナノベーション 2019CES視察ツアー」係 担当:岡田

# 株式会社ナノベーション CES2019視察ツアー ご参加申込書②

お申込書が2枚に分かれますので、お手数ですが下記にもお名前をご記入ください。

【パスポート】2019年1月12日以降も有効なIC旅券をお持ちですか?					
□ <b>持っている</b> ⇒ 有効期間満了日: <u>年月日</u> 当参加申込書とあわせてパスポートコピーをお送りください。					
□ 持っていない、または申請中⇒ 取得日: 月 日 受領次第、パスポートコピーをお送りください。					
【ESTA】 2011年3月1日以降にイラン、イラク、スーダン、シリア、リビア、ソマリア、イエメンへの渡航歴がありますか?					
□ない □ある(一部例外を除き査証取得が必要になります) ⇒ □イラン □イラク □スーダン □シリア □リビア □ソマリア □イエメン					
【ESTA】 2019年1月12日まで有効な米国ESTA(電子渡航認証)をお持ちですか?					
□ 持っている ⇒ 有効期間満了日: 年 月 日					
□ <b>持っていない</b> ⇒ □ <b>自身で取得する。</b> (公式サイト <u>https://esta.cbp.dhs.gov</u> ) 余裕をもって2月8日まで取得をお済ませください。 □ <b>近畿日本ツーリストに申請代行を依頼する</b> 。(下記ご記入ください。)					
下記ご希望の方はレ点をお願いいたします。					

パスポートコピーをこの欄に貼付してください

〔顔写真ページ見本〕 →



[追記ページ見本]↓

THIS PASSPORT IS AMENDED TO CHANGE BEARER'S NAME TO READ (REGISTERED DOMICILE)					
SURNAME: MATSUURA GIVEN NAME: XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX					
10.APR.2011	CTED ON PERSONAL DATA PAGE.				

※FAXによるご送付も受付けておりますが、着信確認のお電話をお願いいたします。 (TEL: 03-6891-9305)

# \*旅行条件書

#### ■お申し込み

- (1)申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。同時に、おひとりにつき原則旅行代金の20%相当額以内の参加申込 金を所定の口座にお振込みください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「連約料」のそれぞれ一部または全部と して取扱います。お客さまがご旅行申込書にお客さまのローマ字を記入される時は旅券に記載されているとおりを ご記入ください。お客さまの氏名が誤って記入された場合には航空券の発行替えのほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。この場合、当社はお客さまの交替の場合に準じて交替手数料(「■お客さまの交替」に記載)をい ただきます。なお、運送・宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。 この場合、所定の取消料 (「■取消料のかかる場合」に記載)をいただきます。また、氏名の他に性別、年齢、国 籍などが違った場合も同様となりますので、ご注意をお願いいたします。 (2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申
- 込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、当社は予約がなかったものとして取り扱います。 (キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします)
- (3) お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨説明し、 お客さまの承諾を得て、お客さまが「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力す ることがあります。(以下 「ウエイティング登録」といいます。) その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を 「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立 となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客さまから「ウエ イティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は 当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウエイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。 (4) 日程上実際に利用できない複数の予約(以下「重複予約」といいます。) は、「ウエイティング登録」の場合を除
- いて、ご遠慮いただきますようお願いします。「重複予約」をされますと、航空会社・宿泊期間などの予約管理方 針により、航空会社・宿泊期間などの定める基準に従って、「重複予約」の一方が自動的に取消となり、ご予約が 取消される場合がございます。
- (5) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレル 一のある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬 (盲導犬、聴導犬、介助犬) をお連れの方そ の他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅 行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。) あらためて当社からご案内申し上げます ので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じ ます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていた だくことがあります。
- (6) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を プロには、MK10以来にプログラスを表していた。1997日とは、1997日とは、1997日となる。 変更することをを条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただくことがあります。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
- (7)当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要し た費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなけ ればなりません。
- (8) 15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。) 15歳以上20
- (8) 「協衆本海の万砂」。 父母又は観権者の同意書が必要です。 ・ (第) 本旅行は株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネスが企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は 当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、 成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- (10)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客さまとの旅行条件
- ()当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といい ます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいま す)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、 当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあ ります
- ②通信契約の申込みに際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カ
- 「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。 ③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾す る旨の通知をメール、FAX、留守番雷話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します
- ④通信契約での「カード利用口」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- (11) 当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
- ① 他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき
- ② お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると 認められるとき。
- ③ お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる 行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
- ④ お客さまが流説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する 行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき
- (12) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。
- ■お客さまが出発までに実施する事項

海外安全情報について 渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。

- 詳しくは以下をご確認ください。 外務省 海外安全ホームページ http://www.anzen.mofa.go.jp/

- レベル2: 「不要不急の渡航は止めてください。」 イ 原則催行いたしませんが、当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、
- 催行いたします。その場合の対応は口以下です。 当社は海外安全情報の書面を交付し、危険回避措置に関する説明を行います。
- 同一商品企画内かつ一定の条件の範囲内で、方面又は出発日を変更して参加していただく場合、 従前の旅行に係る取消料は収受いたしません。
- ご参加を取りやめる場合、契約に従い取消料をお支払いいただきます。ただし、目的とする観光地に 行けないなど旅行内容に重要な変更(■旅程保証に掲げるもの)が生じた場合は、取消料を
- 収受いたしません。 渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。
- レベル3:「渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」 レベル4:「退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」
- 催行を中止いたします。 衛生情報について
- 渡航先の衛生情報については、以下をご確認ください。
- 厚生労働省検疫所 海外で健康に過ごすために http://www.forth.go.jp/

# ■旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日目に当たる日以降21日目に当たる日(以下「基準日」という)より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始 日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

## ■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいい、追加代金とは、1人 部屋追加代金、ビジネスクラス追加代金、延泊による宿泊代金等をいいます。

# ■確定日程表

■www.comeds 確定した航空機の便名や宿泊ホテル名(および添乗員が同行しない場合は現地手配代行者との連絡方法)などが記載さ れた確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。 ■旅行契約内容・代金の変更

- (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらな り 当社(大久地名)、 松乱、 朱敏、 生産と 「日石版関サイン」 て、大阪にの一工、日本日の間で、日本日の間によりで、い 遺送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。 若た その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。 著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。 増額の場合は旅行関始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
- (2) 複数で申し込んだお客さまの一方が契約を解除したために他のお客さまが一人部屋となったときは契約を解除した お客さまから取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客さまから一人部屋追加代金を申し受けます。

# (海外旅行) ■取消料のかかる場合(お客さまによる旅行契約の解除)

- (	13日とよば、「此の状况がと大払って派门夫がと呼ばりることがくとより。			
	旅行開始日が*ピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかの ぽって40日目から31日目までの取消	旅行代金の 10%		
	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から3日目までの取消	旅行代金の 20%		
	旅行開始日の前々日以降旅行開始までの取消	旅行代金の 50%		
	旅行開始後の取消またけ無連絡不参加の場合	旅行代全全類		

\*ピーク時とは12/20~1/7、4/27~5/6、7/20~8/31をいいます。

①当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

# ■取消料のかからない場合(お客さまによる旅行契約の解除) 下記の場合は取消料はいただきません。(一部例示)

①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1~9に定める事項をいいます。 ②旅行代金が増額された場合。 ③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。

④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除 次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例示)

①お客さまの数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさ かのぼって、23日目(ビーク時は33日目)に当る日より前に旅行を中止する旨をお客さまに通知します。 ②旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき ③申込条件の不適合 ④病気、団体行動への支障その他により旅行の円 滑な実施が不可能なとき。⑤お客さまが■お申し込み(11)①から④のいずれかに該当することが判明したとき

#### ■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額 は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は 原則として責任を負いません。お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官 令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

#### ■特別補償

当社はお客さまが当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害に ついて、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2.500万円、入院見舞金として入院日数により4万円~40万円、通院見舞金として通院日数により2万円~10万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又 は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨 を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

て旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います、ただし、一旅行契約について支払われる変更補 償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、 変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額

です。			
本五は燃みの土はいが2. ました7. 本五	1件あたりの率(%)		
変更補償金の支払いが必要となる変更	旅行開始前	旅行開始後	
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3. 0	
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。) その他の旅行の目的地の変更	1.0	2. 0	
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備の それを下回った場合に限ります。	1.0	2. 0	
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2. 0	
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の 異なる便への変更	1.0	2. 0	
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由 便への変更	1.0	2. 0	
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を 定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊 機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2. 0	
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 の変更	1.0	2. 0	
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2. 5	5. 0	

# ■お客さまの責任

お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。お客 さまは、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客さまは、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスに ついて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービ ス提供者にその旨を申し出なければなりません。

# ■お客さまの交替

お客さまは当社が承諾した場合、交替に要する実費(下記参照)および手数料として1万円をお支払いいただくこと

- により交替することができます。 (I) エコノミークラス利用の場合(上位クラスへ変更の場合も適用)また下記( ) はこども。
- 北米 (ハワイ含む) ・中南米・ヨーロッパ (ロシア除く) ・アフリカ・中東・・・17,500 (13,200) 円 アジア (韓国除く) ・ロシア・ミクロネシア・オセアニア・南太平洋・中国・・・10,000 (7,500) 円 韓国・・・6,000円(4,500)円(2)ビジネスクラス・ファーストクラス利用の場合 全方面・・・1,000円(大人・こども共通)
- \* 航空会社により上記金額と異なる場合がありますが、その場合は別途明記いたします

## ■海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります、また、事故の場合、加害者への賠償金請 求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、 お客さまご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については係員にお間い合 わせください。

## ■お買い物案内について

お客さまの便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、 万全を期しておりますが、購入の際には、お客さまご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等 のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行っ てください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お 土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客さまご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国 内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

## ■事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

- ■個人情報の取扱いについて ※E し在住の方はお問い合わせください。

  イ. 当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等(海外の機関等を含む)の手配のために利用させてい ただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関 をに提供いたします。 また、旅行先でのお客さまのお買い物等の便宜のため、お客さまのお名前、パスポート番号および搭乗される航空
- 便等に係る個人情報を、電子的方法等で海外免税店等の事業者に提供いたします。 お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。 ロ. 当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応 のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。 当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。 住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス、旅券番号

上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認くだ

## ■萬集型企画旅行契約約款について

■寿ዱ空記画旅行契約制取について この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方 は、ご請求ください。当社ホームページhttp://www.knt.co.jp/operate/jyoken/からもご覧になれます。当社はいか なる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。ま た旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部になります。